

(2) 費用負担

入札に伴う費用については、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

削除: 5

(4) 使用言語、通貨単位等

入札において使用する言語は日本語、単位は「計量法」(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 入札書類の取り扱い

ア 著作権

事業提案書の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、市は、本事業の公表時および市が必要と判断した場合には、落札者の提案書の一部または全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については、入札参加者の承諾なく本事業の入札結果の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、運営方法および維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として事業者が負うこととする。

(6) 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁じる。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 入札参加の資格のない者のした入札
- (イ) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (ウ) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (エ) 入札保証金または保証金に代わる担保を納付または提供しない者または不足する者のした入札
- (オ) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (カ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (キ) 同一入札について、他人の代理を兼ねた、または2通以上の入札書を提出した者の入札